



平成 25 年 11 月 6 日

日本税理士会連合会
会長 池田 隼啓 殿
日本税理士政治連盟
会長 小川 令持 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂井 昭彦



緊 急 要 望 書

「弁護士・公認会計士に対する能力担保措置は

科目合格を要件とすべき」

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、税理士法改正における資格取得制度については、国民の利便性や安全性の確保の観点から、税理士試験を原則とし隣接職種に対する能力担保措置を厳格に求める形で進められてきました。今回の法改正が国民納税者のために行うべき、妥協の余地がない制度上の問題の解決を目指したものであることは明かです。貴会も9月28日の日本経済新聞における意見広告において「税理士の資格取得制度改正は業際問題ではなく制度問題です」と主張されています。しかし、現在、指定研修の修了を条件として隣接職種に対する税理士資格が付与されるという、単に業際問題の決着をはかるかのような税理士法第3条の改正案（以下、「改正案」という）が検討されているようです。このような改正案は国民の利便性や安全性のより一層の保護の観点から進められてきた本来の改正目的と著しく乖離しており、到底容認することはできません。

したがって、以下の理由から、このような改正案で法改正を行うのではなく、隣接職種に対する能力担保措置を厳格に求める方向で税理士法の改正に取り組んでいただくことを強く要望します。

1. 能力担保措置として指定研修を創設する理由がない

今回の改正案においては、弁護士及び公認会計士がそれぞれ国税審議会の指定する「税理士試験の科目合格に相当する」指定研修を修了することが、それぞれの資格の税理士資格取得についての要件となっているようである。

しかし、そもそも指定研修が「税理士試験の科目合格に相当する」のであれば現行の税理士試験を受験して資質の検証を行えばよいのであり、このような研修制度を導入する必要性や合理性はない。さらに指定研修の中身が不透明であることから、自動資格付与が実

質的に存続される可能性もある。

2. 試験制度こそが公正・公平な資質検証の手段である

国家資格制度が有効に機能するためには、有資格者の資質が公正・公平に十分検証されている必要があるが、その検証に最も適した方法は、主観が入り込む余地のない統一的な条件により実施する国家試験によって行うことである。税理士資格は「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的として行われる税理士試験の合格者のみに対して付与されるべきである。

したがって、本来的には隣接職種に対する自動付与だけでなく、国税 OB に対する事実上無試験による税理士資格の付与や修士学位取得者等に対する試験科目の免除規定を含め、資格取得制度について、将来に向けて全面的な法改正を検討すべきである。

3. 国民納税者の利益に反し、今回の改正の趣旨に反する

今回の法改正においては、税理士試験という客観的・統一的な資質検証手段を経ておらず、しかも税理士試験の合格者には当然に要求される実務経験すら課されないままに、自動的に資格が付与される弁護士及び公認会計士については、資質の検証という観点からは大きな問題があるため、原則として、税理士試験の科目合格を課することが貴会の一貫した主張であったはずである。瑕疵ある資格取得制度を是正することは国民納税者に対して当然行うべき義務である。

したがって、両者に対して税理士試験による能力担保措置を講じるという方向性から揺らぐことがあってはならない。指定研修制度を容認すれば、税理士試験合格者との資質検証の整合性がはかれないこととなり、国民の利便性や安全性のより一層の保護の観点から進められてきた本来の改正目的は何ら実現されないこととなる。さらに、今回の改正がこのような中途半端な形で行われれば、今後の資格取得制度のさらなる改正は今回以上の困難を要することが容易に想像され、将来にわたり根本的な問題解決の妨げにもなる。

4. 意思決定過程において会員の意見が反映されていない

今回の法改正における貴会の意思決定の過程において、会員に対する意見聴取の機会は限定されており、また法改正の現状や方向性について会員に対する説明や情報提供が極めて不十分である。資格取得問題は税理士制度に大きな影響を与える事項である。本来、このような重大な問題については会員に十分な意見聴取の機会を設けた上で意思決定すべきである。しかし、そのような機会がないばかりではなく、理事会での答弁または会報誌においても、経緯の説明がないまま秘密裏に改正内容を大幅に変更することは、弁護士及び公認会計士については科目合格を課するという、これまでの貴会の主張を支持してきた会員への重大な裏切り行為でもある。このように会員の理解や承認がないままに、当初とは大幅に異なる方向性をもって法改正を進めることは到底認められない。

以上